弊社自動車所有権解除についてご案内いたします

※車検証の所有者が株式会社スズキ販売愛媛であるかご確認ください

所有権解除とは、車の所有者を信販会社や自動車販売店などから使用者本人へと変更するための手続きのことです。
所有権解除を行わないと、車の譲渡や廃車などの際に不都合が生じることがあります。
また、所有権解除をしないまま放置していると完済証明書紛失や信販会社・自動車販売会社の統合などにより手続きが煩雑になる場合があります。
お支払いが終わりましたら速やかに所有権解除の手続きを行うことをお勧めいたします。

【必要書類】

＜軽自動車＞
・所有権解除依頼書（認印可） ※必ず使用者ご本人様が自著してください
・車検証コピー
・自動車検査証記録事項コピー（お持ちであれば）
・免許証コピー
・転居などの理由により車検証の住所・氏名と免許証の住所・氏名が異なる場合、住民票（除票）、戸籍の附票等
住所・氏名の繋がりがわかる公的資料（発行後3ヶ月以内のもの）
・信販会社様ご利用の場合、完済証明書等完済を証明する書面

＜登録自動車＞ （小型車・普通車）
・所有権解除依頼書（実印） ※必ず使用者ご本人様が自著してください
・車検証コピー
・自動車検査証記録事項コピー（お持ちであれば）
・印鑑証明書原本（確認後、所有権解除書類と共にお返しいたします）
・転居などの理由により車検証の住所・氏名と免許証の住所・氏名が異なる場合、住民票（除票）、戸籍の附票等
住所・氏名の繋がりがわかる公的資料（発行後3ヶ月以内のもの）
・信販会社様ご利用の場合、完済証明書等完済を証明する書面

まずは上記書類のFAXをお願いいたします。
FAX：0898－47－3927
FAX確認後、所有権解除依頼書にご記入されたお電話番号に弊社からご連絡いたします。
その後、上記書類を弊社まで郵送または販売店へお持ちいただきます。
上記書類の原本を確認でき次第、所有権解除をさせていただきます。
※郵送を希望される場合は、返信用レターパックなどを同封してください。
（個人情報保護の観点から、配送状況が確認できる手段での発送をお奨めいたします）
※お車の名義変更（車検証の記載変更）も依頼される場合は別途書類・費用・日数がかかります。

弊社ではクレジットやローンに関するお問い合わせについて（完済、残債、氏名住所変更等）の回答はいたしかねます。
残債確認や完済証明書紛失の際は、恐れ入りますが使用者ご本人様がご契約いただいている信販会社へお問い合わせください。
【 三井住友カード株式会社 】（かえるプラン・旧セディナクレジット）お問合せ時間：月～金曜日 9:30～17:00
TEL：052－310－1555
【株式会社えるく】お問合せ時間：月～金曜日 9:30～18:00
TEL：089－946－4477

その他ご不明点があればお気軽に弊社までお問い合わせください。
【スズキ販売愛媛アリーナ今治　所有権解除担当者】　お問合せ時間：平日10:00～12:00　13:00～17:00
799－1502　※本社休日・全社休日（年末年始・GW・夏季休業等）は対応いたしかねます
愛媛県今治市喜田村6丁目1－40
TEL：0898－48－7500